

所 長	部 長	首席・課長	統 括
	処遇 医療  	処遇 保健  	

令和5年5月12日

川越少年刑務所長 日 笠 和 彦 殿

法務事務官看守長  

報告書

本職は、令和5年4月1日付けで、川越少年刑務所処遇部処遇部門統括矯正処遇官（第一担当）として着任し、現在に至っている者ですが、令和2年8月末当時の当所の医療体制に関し調査した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 当所医務部は、医療法上の診療所に該当し、具体的には、当所は、全科（ただし、小児科及び産婦人科を除く。）の診療科目を備えており、令和2年8月末時点においては、常勤医師3名（心療内科1名、精神科1名、神経内科1名）、非常勤医師2名（精神科1名、麻酔科1名）、外部招へい医4名（歯科2名、内科2名）、常勤看護師1名、薬剤師1名、准看護師6名（刑務官）の構成であり、合計19床の病床を有していた。
- 2 当所は、厚生労働省による有床診療所指定を受け、診察室、レントゲン室、事務室及び19床の病床で構成されている。同診察室には、心電図及び歯科ユニットの設備があり、レントゲンは、直接レントゲン撮影及び歯科パノラマ撮影に対応している。また、各種血液検査及び病理学的検査等は、外部検査機関への業務委託により、対応していた。
- 3 当所では、法令等に基づき、1週間に1回の頻度で、准看護師が居室及び工場を定期的に巡回し、被収容者からの医療上の申出及び具体的な病

状等を聞き取り、該当工場又は同居室棟の備薬使用簿に当該収容者の主訴や投与した備薬等を記載し、その後、医務部長（医師）又は医療課長（医師）に被収容者の申出内容等を報告し、准看護師から報告を受けた医務部長（医師）又は医療課長（医師）は、同申出に係る病状等を踏まえ、医学的な知見から、診察及び処置等の要否を判断していた。